

一般社団法人山梨県言語聴覚士会
会員及び会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は定款第8条の規程に基づき、一般社団法人山梨県言語聴覚士会（以下「当法人」という。）の会員の会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員の種類)

第2条 当法人の会員は定款第6条に定めるとおり、正会員、準会員、賛助会員の3種とする。

(年会費)

第3条 正会員、準会員、賛助会員は、年会費を納入しなければならない。

2 年会費は会員種別に応じて下記各号の通りとする。

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 正会員 | 10,000円 |
| (2) 準会員 | 5,000円 |
| (3) 賛助会員 1口 | 5,000円 |

(賛助会員の特典)

第4条 賛助会員の特典は、別に定める「賛助会員規程」によるものとする。

(規程の変更)

第5条 この規程は、社員総会の決議によって変更することができる。

(附則)

- 1 この規程は平成26年5月10日から施行する。
- 2 この規程は、一部変更の上、平成29年4月27日より施行する。